佐伯市公告第119号

税務書類の送達について

本職が送達すべき次の書類は、当市市民生活部税務課において保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付するので、来庁の上、これを受領してください。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第３項の規定により、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年11月24日

佐伯市長　冨髙　国子

送達を受けるべき者 氏名	送達すべき書類等の名称
飯島　将也	地方税法第３２９条第１項に基づく通知
湯浅　忠	地方税法第３２９条第１項に基づく通知
泥谷　順治	地方税法第３２９条第１項に基づく通知
YIN MIN THU	地方税法第３２９条第１項に基づく通知
DANG THI NGOC ANH	地方税法第３２９条第１項に基づく通知
ACHMAD FIQI ASMAWAN	地方税法第３２９条第１項に基づく通知
ABDUL RIPAI	地方税法第３２９条第１項に基づく通知